



#### <税制上の優遇措置について>

この寄附金は、個人による寄附金、法人による寄附金ともに税制上の優遇措置が講じられています。詳細は、文部科学省ホームページ「寄附金関係の税制について」をご参照ください。

また、本学所在地の東京都及び千葉県に在住の方は、住民税等の優遇措置が受けられることがあります。詳細は、最寄りの都税事務所、県税事務所又はお住まいの市町村までお問合せください。

#### <情報開示の取扱について>

本学における奨学寄附金受入の透明性確保の観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第3条の規定による開示請求があった場合、法人等による寄附金（個人による寄附金は除く。）については、上記情報について開示いたします。

注1）代表者氏名（肩書を含む。）欄について、商業登記簿に掲載される取締役、組合等登記簿に掲載される医療法人、学校法人等の理事長、一般社団法人登記簿及び一般財団法人登記簿に掲載される一般社団法人及び一般財団法人の代表者、病院の管理者として掲示されている院長並びにこれらに類する者（役員等）については、肩書及び氏名が開示されます。（上記法第5条第1号ただし書きイ）

注2）注1）以外の事務担当者の部署名、肩書、氏名等は、開示いたしません。

【振込依頼書・領収書送付先】（事務担当の方のご連絡先をご記入ください）

〒

住所

氏名

TEL